

判 決 要 旨

- 判決日・時間・法廷
令和7年11月19日 午前11時30分（809号法廷）
- 5 ○ 事件番号・事件名
令和5年（ネ）第2083号 損害賠償請求控訴事件
- 担当部
東京高裁第9民事部
- 裁判官氏名
10 相澤眞木（裁判長）、桃崎 剛、廣瀬 孝
- 当事者名
控訴人兼被控訴人 アンビカ・ブダ・シン（一審原告）
被控訴人 国（一審被告国）
被控訴人兼控訴人 東京都（一審被告東京都）
- 15 ○ 主文
 - 1 一審原告の本件控訴に基づき、原判決中一審被告東京都に関する部分を次のとおり変更する。
 - (1) 一審被告東京都は、一審原告に対し、3942万9698円及びこれに対する平成29年3月15日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
 - 20 (2) 一審原告の一審被告東京都に対するその余の請求を棄却する。
 - 2 一審原告の一審被告国に対する本件控訴を棄却する。
 - 3 一審原告の一審被告国に対する当審における予備的請求を棄却する。
 - 4 一審被告東京都の本件控訴を棄却する。
 - 25 5 訴訟費用は、一審原告と一審被告東京都との関係では第1、2審を通じてこれを5分し、その2を一審原告の、その余を一審被告東京都の各負担とし、一

審原告と一審被告国との関係では当審における訴訟費用を一審原告の負担とする。

- 6 この判決の主文第1項(1)は、本判決が一審被告東京都に送達された日から14日を経過したときは、仮に執行することができる。ただし、一審被告東京都
5 が3500万円の担保を供するときは、その仮執行を免れることができる。

○ 判決要旨

1 事案の概要

本件は、一審原告の夫でネパール国籍を有するシン・アルジュン・バハドゥール（アルジュン）が、新宿警察署の留置担当者（留置担当官）により約2時間
10 にわたって戒具（ベルト手錠、捕縄及び新型捕縄）を用いた身体拘束を受けた後、東京地方検察庁に護送され、検察官事務取扱検察事務官（検取事務官）による取調べ中に意識を消失して死亡したことに関し、アルジュンが死亡したのは留置担当官及び検取事務官が職務上通常尽くすべき注意義務に違反したため
15 であると主張して、一審原告が一審被告らに対し、国家賠償法（国賠法）1条1項による損害賠償請求権に基づき、損害金6182万7516円及び遅延損害金の支払を求める事案である。

原審は、アルジュンの両手が膨張するなど戒具により血流が妨げられ、虚血が生じていたことは外見上明らかであるから、留置担当官は、その膨脹を確認した段階で、拘束部位の血液循環阻害により生命身体に危険が生ずることを回避
20 するために速やかに病院に搬送するなどして医師による適切な治療を受けられるように措置を講ずるべき注意義務があるところ、これに違反したとし、当該義務違反と死亡との因果関係を認めた上で、賠償額は国賠法6条の相互保証の趣旨に基づき、ネパールにおける定額賠償額（100万ルピー。日本円で100万3000円）を限度とするのが相当であるとして、一審原告の請求を一
25 審被告東京都に対し100万3000円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める限度で認容した。

これに対し、一審原告及び一審被告東京都は、自己の敗訴部分を不服として、本件各控訴を提起した。なお、一審原告は、当審において、仮に留置担当官及び検取事務官の注意義務違反とアルジュンの死亡との間に相当因果関係が認められないとしても、当該注意義務違反がなければアルジュンがその死亡の時点においてなお生存していた相当程度の可能性があった旨主張して、一審被告らに対して国賠法1条1項による損害賠償請求権に基づき、損害金1210万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める予備的請求を追加した。

2 理由の要旨

(1) 争点1（一審被告東京都（留置担当官）の行為の国賠法上の違法の有無）について

ア 保護室収容時の戒具使用要件の充足について

アルジュンは、保護室収容前、居室から外に出ようとし、制止した留置担当官に強い力で抵抗した上、4、5名の留置担当官が居室に戻そうとしても、居室の扉や外側の格子にしがみつくなどして、アルジュンを居室に入れて扉を閉めることができない状況にあったことが認められる。また、この間、アルジュンが留置担当官の服や腕をつかむなどして暴れ、アルジュンを居室に戻そうとした留置担当官が扉に体を打ち付けられることもあった。

上記状況からすると、アルジュンを保護室に収容しようとしても、戒具を使用しなければ、居室への入室を抵抗したときと同様に、保護室から出ようと抵抗して暴れ、自身を傷つけ又は留置担当官に危害を加える可能性があった上、その過程で留置施設の設備等が損壊される可能性もあったといえる。また、留置担当官の制止に従わず居室から出ようとして抵抗したアルジュンの行為は、少なくとも外形上は、拘束を逃れようとする意思に基づくものとみられる状態であったと認められる。

以上によれば、保護室に収容する段階において、アルジュンを保護室に収容しただけでは刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（法）21

3条1項の定める事由を防止することが困難であると認められる。したがって、アルジュンについて同項が定める要件を充足し、戒具を使用する必要性があるとした留置担当者の判断が不合理であったとは認められない。

イ 血液循環阻害防止義務違反について

- 5 保護室に収容後においてもアルジュンについて戒具を装着し続ける必要性は否定し難いが、その場合において、また、被留置者が当該戒具を外そうとするなどして戒具が緩み、それを装着し直す必要がある場合においても、その危険性に鑑み、必要以上に緊縛して血液の循環を著しく阻害することがないように留意すべき義務がある。
- 10 留置担当官は、4名がかりでアルジュンを押さえるなどして、アルジュンのベルト手錠、捕縄及び新型捕縄を合計4回にわたり装着し直しているところ、①検証期日において、アルジュンに比してやや細身の体型であることがうかがわれる裁判官にアルジュンに使用したものと同じサイズのベルト手錠を装着した際、腰ベルトの穴の位置を外側から6つ目としたときに当該裁判官は痛みを訴えていたところ、アルジュンについては、ベルト手錠を外す直前における腰ベルトの穴の位置は、外側から7つ目まで締められていたこと、②アルジュンの両足首に装着していた新型捕縄は、ほどこうとしても結び目が固く結ばれてほどけなかったこと、③司法解剖の結果、ベルト手錠、捕縄及び新型捕縄が装着されていた部分の左右上下肢及び体幹部に皮下出血、四肢及び右臀部に筋肉内出血が認められ、臓器が高度に貧血調であることが確認されており、これは生前に循環血液量が減少していたことを示唆する所見であると指摘されていること、④倉持警部捕が、検察官送致のため、ベルト手錠を外した際、「すごい手しているな、こいつ」と述べるほどアルジュンの手首から先が赤黒く膨張している一方、ベルト手錠が接触していた手首の部分には白い跡が残っており、血流が阻害されていたことがうかがわれること、⑤午前7時05分頃にベルト手錠、捕縄及び新型捕縄を装着し直してか
- 15
- 20
- 25

ら午前9時頃にベルト手錠及び両膝の捕縄が解除されるまでその拘束時間は2時間近くに及んでいること（足首の新型捕縄が解除されたのは午前11時頃であり、その拘束時間は4時間近くに及んでいる。）からすると、留置担当官によるアルジュンのベルト手錠、捕縄及び新型捕縄の合計4回に及ぶ装着のし直しは、必要以上の強度でアルジュンの身体を緊縛していたものであり、それによりアルジュンについて血流が著しく阻害されていたものと認めることができ、アルジュンに対する上記の戒具の装着し直しは、血液循環阻害防止義務に反する。

5
10 (2) 争点2（一審被告国（検取事務官）の行為の国賠法上の違法の有無）について

検取事務官が、アルジュンが約2時間にわたってベルト手錠、捕縄、新型捕縄を装着されていた事情を把握していたと認めるに足りる証拠はなく、仮に検取事務官において、アルジュンの両手が腫れているようにみえたとしても、このことから、検取事務官が、アルジュンが死亡することを予見し、これを回避するために直ちに医師の診察を要すると判断することは困難である。また、検察官が手錠の解除を警察官に指示するに際して、被疑者に対する戒具の使用状況や健康状態を押送担当の警察官から聴取するなどして事情を把握すべき調査義務ないし注意義務が一般的にあるとも解し得ない。したがって、検取事務官に注意義務違反は認められず、一審被告国に国賠法1条1項
15
20 に基づく損害賠償責任は認められない。

(3) 争点3（因果関係の有無）について

ア 死因について

アルジュンは、戒具の使用による血流の阻害により、使用部位の筋肉細胞が破壊され、そこから溶出した多量のカリウムが、戒具を解除されたことにより徐々に血液中に流れ出し、致死量に達したことで死亡するに至ったと推認するのが合理的である。

イ 因果関係について

留置担当官によるアルジュンのベルト手錠、捕縄及び新型捕縄の合計4回に及ぶ装着のし直しは、必要以上の強度でアルジュンの身体を拘束するもので、血液循環阻害防止義務に反するものであり、これらの戒具の装着のし直しによる身体の拘束により筋肉への血流が著しく阻害されたものであるところ、上記アのとおり、その血流の阻害により、戒具による圧迫部位の筋肉組織が破壊され、そこから溶出した多量のカリウムが、緊縛が解かれたことにより血液中に流れ出し高カリウム血症を来して死に至ったものである。そうすると、上記の必要以上の強度での戒具の装着し直しによる血流の阻害がなければ、血流阻害により筋肉組織が破壊され、その後筋肉組織から多量のカリウムが溶出して致死量に達して午前11時34分頃の時点で心停止の状態に陥ることはなかったものと認めることができる。

したがって、血液循環阻害防止義務違反とアルジュンの死亡との間には因果関係が認められる。

15 (4) 争点4（損害の有無・金額）について

ア 逸失利益

アルジュンは、少なくとも死亡後3年間は日本国内において就労し、日本における男性の全労働者と同程度の収入を得ることができ、その後は、ネパールに帰国し、ネパールの一人当たりGDP（PPP）と同程度の収入を得ることができたものと認めるのが相当である。

平成28年賃金センサス第1巻第1表の産業計・企業規模計・学歴計・男性・年齢平均賃金549万4300円×（1－生活費控除0.3）×3年間のライブニッツ係数2.7232＝1047万3454円（小数点以下四捨五入）

25 平成29年のネパールの一人当たりGDP（PPP）2679ドル×口頭弁論終結時の平均為替レート147円×（1－生活費控除0.3）×（死亡

時39歳から67歳に達するまで28年間のライブニッツ係数14.898
1-3年間のライブニッツ係数2.7232) = 335万6244円(小数
点以下四捨五入)

合計1382万9698円

5 イ 慰謝料

アルジュンの慰謝料は2000万円と認めるのが相当である。

一審原告固有の慰謝料は200万円と認めるのが相当である。

合計2200万円

ウ 小計3582万9698円

10 エ 弁護士費用 360万円

オ 合計3942万9698円

(5) 争点5 (国賠法6条の憲法及び自由権規約違反の有無) について

15 ア 国賠法6条が外国人による国家賠償請求を相互の保証のある場合に限定し
ているのは、衡平の観念に基づくものであるから、同条は、その趣旨及び内
容において一定の合理性が認められ、憲法14条1項、17条、98条2項
に反するとはいえない。

イ 国賠法6条の趣旨は衡平の観念に基づくものであるから、同条は自由権規
約2条1及び26条に違反しない。

20 外国人である一審原告による国家賠償請求について相互の保証の存在を条
件とすることが、直ちに自由権規約7条に違反するとは解し得ないし、国賠
法6条の規定は自由権規約2条1、7条及び26条に違反しないから、自由
権規約2条3(a)に違反するとも認められない。

(6) 争点6 (相互保証の有無) について

25 「相互の保証」とは、我が国の国賠法と全く同一の規定であることを求める
ものではなく、実質的に同程度の賠償を受け得ることをもって足りる。

ネパールにおけるヤータナ賠償法は外国人に対しても同様に適用され、我が

5 国の国民がネパールにおいて拘禁され、本件で違法と認められた行為と同様の違法行為を受けた場合には、ネパールにおいて賠償を受け得るものと認めることができる。そして、各国の法制度はさまざまであり、かつ、その要件効果について我が国の場合と詳細に比較することは容易ではないことに鑑みれば、相互の保証を厳密に求めた場合には、国際的な人権保障の観点から不合理ないし弊害が生ずるおそれがあることも否定することができないから、本件においても国賠法6条に規定する「相互の保証」が存するものと解するのが相当である。

(7) 争点7（一審原告は相続により損害賠償請求権を取得するか）について

10 アルジュン及び一審原告は、いずれもネパール国籍を有するところ、相続は被相続人の本国法によるから（法の適用に関する通則法36条）、その準拠法はネパールの相続法であるムルキ・アインとなるところ、同法に不法行為に基づく債権が一身専属性を有するとの規定は見当たらないことから、その抽象的な相続性は肯定することができる。また、個別準拠法である日本の国賠法は、不法行為に基づく損害賠償請求権の相続性を否定していないから、同請求権の
15 相続性は認めることができる。

20 ムルキ・アイン第3部16章「遺産相続について」の第2条1項1号の「共同家族」とは、居住地を一にするとの意味ではなく、ネパールの伝統的大家族制度における共同財産の下に生活する世帯を意味すると認められる。そして、アルジュンは出稼ぎ目的で来日しており、ネパールに帰国中は一審原告と居住し、将来的には一審原告と同居する予定であったのであるから、両者は、共同財産の下に生活する世帯であったと評価することができるから、一審原告は、同号の「共同家族の妻」といえる。そして、一審原告は唯一の妻であるから、アルジュンの一審被告東京都に対する損害賠償請求権を相続したものと認められる。